

インターネット取引で

年間219億円の

個人の申告漏れが判明

国税庁が

せどらーへの

税務調査を強化

## ■推奨環境■

このレポート上に書かれている URL はクリックできます。できない場合は最新の Adobe Reader を無料でダウンロードしてください。

<https://get.adobe.com/jp/reader/>

## ■著作権について■

このレポートは著作権法で保護されている著作物です。下記の点にご注意いただきご利用ください。

このレポートの著作権は 小路三男 に属します。

著作権の許可なく、このレポートの全部または一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

このレポートの開封をもって下記の事項に同意したものとみなします。

このレポートは秘匿性が高いものであるため、著作権者の許可なく、この商材の全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

著作権等違反の行為を行ったとき、その他不法行為に該当する行為を行ったときは、関係法規に基づき損害賠償請求を行う等、民事・刑事を問わず、法的手段による解決を行う場合があります。

このレポートに書かれた情報は、作成時点の著者の見解等です。著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、見解の変更等を行う権利を有します。

このレポートの作成には万全を期しておりますが、万一、誤り、不正確な情報等がありましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了解願います。

このレポートのご利用は自己責任でお願いします。

このレポートを利用することにより生じたいかなる結果につきましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

## ■はじめに



はじめまして。

元税理士事務所に通算 18 年勤務のベテラン  
職員せどらー小路三男です。

2018 年 2 月に副業で始めたカメラ転売が資金ショートで半年で挫折。その後、2018 年 12 月に初回ヘルビに転身し、半年がかりで、ようやく安定して月収で 40 万円を稼げるようになり、2019 年 7 月より専業でやっています。

じつは、初回ヘルビで成功した要因は、せどらーの方々がこのせどり BANK に掲載している無料レポートのノウハウでした。

本当に助けていただいたという思いで、何かお役に立てればと思ったのですが、せどらーとして、駆け出しの私にはみなさんに提供できるものはないので、得意分野の情報を提供しようと思ったのがこのレポートです。

注意喚起の内容で恐縮ですが、なかなか入手できない情報なので最後までお付き合いください m(\_\_)m

## せどらーが知っておくべき国税庁の本気度

副業解禁で、せどり、アフィリエイトに取り組む個人が激増している今般、これに危機感を持って、目を光らせている機関があります。

そう、国税庁です。

その理由は、インターネット取引による無申告の個人があまりに多いからです。

国税庁では、毎年、調査に対する状況を資料として、公表しています。その中には、「無申告者に対する調査状況」という項目があり、直近の平成 29 事務年度（平成 30 年 11 月に公表、税務署の年度は 7 月から 6 月で、平成 29 事務年度は平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月です。）は、年間に **7,779** 件、所得で **1,662 億円**の申告漏れがあり、**追徴税額は 207 億円**にもなります。

## 無申告者に対する調査状況

○ 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして的確な課税処理に努めています。平成30事務年度においても実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施します。

### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 平成29事務年度における所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、7,779件となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,136万円となっており、実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,021万円の約2.1倍となっています。  
また、申告漏れ所得金額は総額で1,662億円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は267万円で、追徴税額は総額で207億円に上ります。

### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 平成29事務年度における消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、9,400件となっています。
- 1件当たりの追徴税額は、165万円となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額88万円の約1.9倍となっています。  
また、追徴税額は総額155億円に上ります。

### 1 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比	29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
		28事務年度	29事務年度		
調 査 件 数	件	7,612	7,779	102.2%	49,735
申 告 漏 れ 所 得 金 額	億円	1,406	1,662	118.2%	5,080
追 徴 税 額	億円	146	207	141.8%	887
一 件 当 たり	申 告 漏 れ 金 額	万円	2,136	115.6%	1,021
	追 徴 税 額	万円	192	139.1%	178

(参考)

### 2 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比	29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
		28事務年度	29事務年度		
調 査 件 数	件	8,816	9,400	106.6%	28,415
追 徴 税 額	億円	135	155	114.8%	250
1 件 当 たり 追 徴 税 額	万円	153	165	107.8%	88

(参考)

この資料のなかで、国税庁は

「インターネット取引を行っている個人の調査状況」をトピックとしてとりあげています。

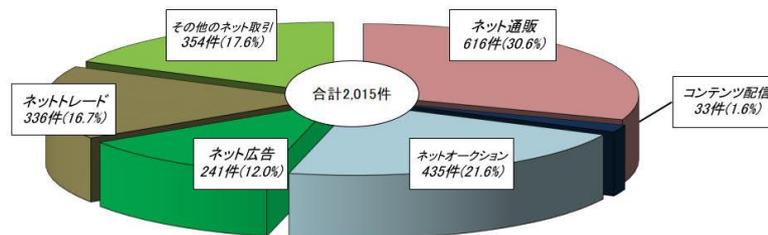
そして、「積極的に調査を実施する」と明言しています。

かなりの意気込みですね。

## インターネット取引を行っている個人の調査状況

- インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、平成30事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度における実地調査（特別・一般）の件数は、2,015件（平成28事務年度1,956件）となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,087万円（平成28事務年度1,197万円）となっており、申告漏れ所得金額の総額は219億円（平成28事務年度234億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は186万円で、追徴税額は総額で37億円に上ります。

### 1 調査状況（取引区分別）

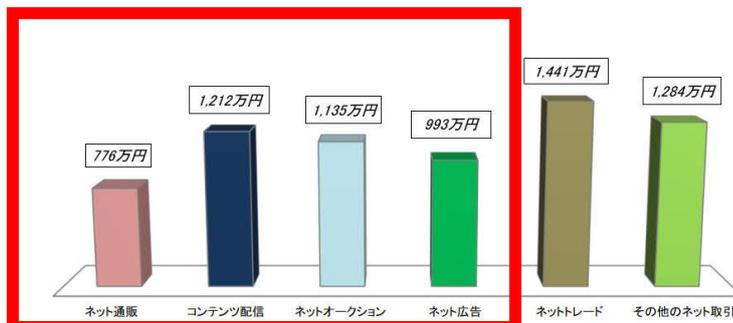


(注) ( )内の数値は構成比

(参考)

- 1 ネット通販…事業者が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法(オンラインショッピング)による取引
- 2 コンテンツ配信…インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション…インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告…ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード…インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引…出会い系サイトの運営など、1～5に該当しない取引

### 2 1件当たりの申告漏れ所得金額（取引区分別）



それも、そのはずで、インターネット取引による無申告は、平成 29 事務年度で、年間に 2,015 件、所得にして 219 億円の申告漏れがあり、**追徴税額は 37 億円**にもなります。

このインターネット取引のうち、「ネット通販」、「コンテンツ配信」「ネットオークション」「ネット広告」が半数以上を占めていることから、**アフィリエイトやせどりは間違いなく、無申告の温床**だとマークしています。

税務の実務を知らない人は、「確定申告をしないと税務署が預金口座の流れをつかんで調査に来る」とかって言ったりしますが、それはあまり現実的ではありません。

そもそも、無申告なんだから預金口座が特定できません。それに、そんな非効率ことしなくても、簡単に調べられるデータをもっているんです。

そのデータはどんなもので、どうやって入手しているのか  
疑問ですよ？

その入手方法を垣間見た、私の実務経験のお話です。

## ある税務調査の事例



これは、以前勤めていた税理士事務所での税務調査の立ち  
会いの話です。

その税務調査はP社というインターネットの広告を扱う  
会社での税務調査でした。このP社は自社でアフィリエイト  
システムを持っている小規模ながらASPの機能も有する  
会社でした。

このP社の税務調査が行われた時期は、4月の中旬で、日数は3日間だったのですが、それほど大きな問題はでませんでした。

で、通常「春」に行われる調査は5月には、ほぼほぼ終わります。これは、税務署の人事異動が関係しています。

税務署では、「七夕人事」といって、7月が人事異動になります。税務署で年度のことを「事務年度」と呼び、7月に始まり6月に終わるサイクルで運営されています。

ですから、5月頃には終わらせないと、調査官は案件を抱えたまま、次の所轄に行くことができないのです。

不可解な税務調査

ところが、P社の税務調査は、内部事情はわかりませんが、しばらく放置され、税務署から連絡がきたのは、なんと7月下旬。

しかも「人事異動で担当の調査官が変わっていたのです。」

さらに驚くことに、引継ぎがうまくいってなかったのでしょう。「もう一度実地調査をお願いできないか？」というのです。

これには、こちらも当然対抗します。

当時の勤務先の代表税理士は「一度時間をとって調査には協力しているんだし、こちらには何も非がないので、そんなに時間を割けない。」と主張しました。

で、その後税務署が出した要望は、

「アフィリエイトのリストだけでいいから、提出できないか？」というものでした。

### アフィリエイトのリストの提出を断れない理由

アフィリエイトのリストというのは、支払先の名称や所在です。これを明示できないとなれば、そもそも、法人税法上は損金になりませんし、消費税法上も仕入税額控除は適用できません。ですから、調査の一環として断る正当な理由はありません。

で、結局、リストを用意する手はずとなったのですが、なんと「他は一切おとがめなし」で調査は終了となりました。

そのアフィリエイトのリストは、P社のスタッフが作成してくれ、CD-ROMにコピーして私に渡してくれたのですが、、、

じつは、提出したのは調査をした所轄税務署ではありません。

国税局です。

なぜ、国税局かというと、国税局には、電子商取引を調査する専門チームがあるからです。

The screenshot shows the official website of the National Tax Agency of Japan. The page title is "インターネットの普及を背景とした電子商取引の急速な進展" (Rapid progress of e-commerce transactions against the background of the spread of the Internet). The main content is divided into two sections: "電子商取引の特徴" (Features of e-commerce transactions) and "電子商取引専門調査チームの設置 (PROTECT: Professional Team for E-Commerce Taxation)" (Establishment of a specialized investigation team for e-commerce taxation). The first section lists three points: 1) Transactions are becoming more globalized and internationalized, leading to increased cross-border trade. 2) It is difficult to grasp the number of businesses and specific details. 3) It is difficult to grasp transaction records and confirm them. The second section lists two points: 1) A specialized team is set up to investigate and collect information on businesses and related operators. 2) The team is established in all national tax offices, including Tokyo, Osaka, and Nagoya, and in all other national tax offices nationwide.

ご存知でしたか？こんな専門チームがあること。

国税庁という組織は、こうしたあらゆる手段で情報収集しています。無申告者を調べようと思えば、労せず、こういったデータを使ってすぐに見つけることができます。

アフィリエイトのリストは、A8 や afb といった大手のASP やその関連会社の税務調査の折に入手しているでしょう。

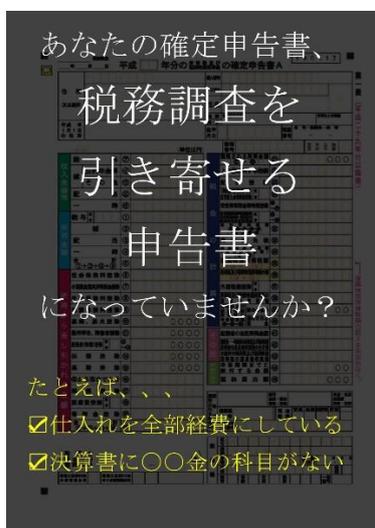
せどりであれば、Amazon（本体は米国でも、子会社のアマゾンジャパンやアマゾンロジスティクスは日本法人なので日本の国税局の管轄）やメルカリ、ヤフオクからせどらーのデータを入手しているでしょう。

もうすでにデータはそろっていると考えたほうがいいかもしれません。

冒頭のように、無申告者に対する調査は、国税庁はかなり注力しています。

税務調査による追徴課税で、せっかくのせどりの利益を失わないように、しっかり対策しておきましょう。

ここでは書けない税務調査の対策や節税方法をメルマガで配信しています。ぜひ登録してください！



登録特典【せどりのための税金対策】

**あなたの確定申告書、  
税務調査を引き寄せる申告書  
になっていませんか？**

↓メルマガ登録はこちら

<https://maroon-ex.jp/fx35206/BcrqL5>

■ 発行者情報 ■

◇発行責任者◇ 小路三男

◇メールアドレス◇ info@fp-ideoffice.jp